

最低制限価格及び低入札価格調査基準の計算方法について

【適用日】

令和4年4月1日から（4月1日以降の入札公告から適用）

【適用範囲】

建設工事及び建設コンサルタント等業務

【用語の定義】

入札書比較予定価格×1.10＝予定価格

入札書比較制限価格×1.10＝最低制限価格

入札書比較調査基準価格×1.10＝調査基準価格

予定価格＝設計金額(税込)

入札書比較予定価格＝設計金額(税抜)

これからは、

設計金額(税抜)は今まで通りに積算し、最低制限価格は入札案件ごとに計算する。

まず、設計金額(税抜)を今まで通り積算する。

次に①の方法で「A」を計算する。それらの額から「α」を計算し、その値によって、②～④の計算式で最低制限価格を算出する。

1 最低制限価格

(1) 最低制限価格の設定

○建設工事（75/100 から 92/100 の範囲内で設定）

【計算式】

ア 直接工事費×0.97

イ 共通仮設費×0.90

ウ 現場管理費×0.90

エ 一般管理費等×0.68

アイウエの合計額

① 入札書比較制限価格(A)の算定式

・ $A = (\text{直接工事費} \times 0.97) + (\text{共通仮設費} \times 0.90) + (\text{現場管理費} \times 0.90) + (\text{一般管理費等} \times 0.68)$

・ A (千円未満は切捨て) × 1.10 = 最低制限価格

・ $\alpha = \text{入札書比較制限価格}(A) / \text{入札書比較予定価格}$

αは設計金額(税抜)に対する「A」の割合

② $75/100 \leq \alpha \leq 92/100$ の場合

①で算定した価格を最低制限価格とする。

③ $\alpha > 92/100$ の場合

入札書比較予定価格×92/100＝A'

A' (千円未満切捨て)×1.10＝最低制限価格

αが0.92を超過した場合は、0.92に引き下げる。

④ $\alpha < 75/100$ の場合

入札書比較予定価格×75/100＝A''

A'' (千円未満切上げ)×1.10＝最低制限価格

αが0.75未満となった場合は、0.75に引き上げる。

○建設コンサルタント等業務

測量業務 (60/100 から 82/100 の範囲内で設定)

【計算式】

- ア 直接測量費
- イ 測量調査費
- ウ 諸経費×0.48
- アイウの合計額

① 入札書比較制限価格(A)の算定式

- ・ $A = (\text{直接測量費}) + (\text{測量調査費}) + (\text{諸経費} \times 0.48)$
- ・ A (千円未満は切捨て) $\times 1.10 =$ 最低制限価格
- ・ $\alpha = \text{入札書比較制限価格}(A) / \text{入札書比較予定価格}$

② $60/100 \leq \alpha \leq 82/100$ の場合

①で算定した価格を最低制限価格とする。

③ $\alpha > 82/100$ の場合

入札書比較予定価格 $\times 82/100 = A'$
 A' (千円未満切捨て) $\times 1.10 =$ 最低制限価格

α が0.82を超過した場合は、
0.82に引き下げる。

④ $\alpha < 60/100$ の場合

入札書比較予定価格 $\times 60/100 = A''$
 A'' (千円未満切上げ) $\times 1.10 =$ 最低制限価格

α が0.60未満となった場合は、
0.60に引き上げる。

建築関係の建設コンサルタント業務 (60/100 から 80/100 の範囲内で設定)

【計算式】

- ア 直接人件費
- イ 特別経費
- ウ 技術料等経費×0.60
- エ 諸経費×0.6
- アイウエの合計額

① 入札書比較制限価格(A)の算定式

- ・ $A = (\text{直接人件費}) + (\text{特別経費}) + (\text{技術料等経費} \times 0.60) + (\text{諸経費} \times 0.60)$
- ・ A (千円未満は切捨て) $\times 1.10 =$ 最低制限価格
- ・ $\alpha = \text{入札書比較制限価格}(A) / \text{入札書比較予定価格}$

② $60/100 \leq \alpha \leq 80/100$ の場合

①で算定した価格を最低制限価格とする。

③ $\alpha > 80/100$ の場合

入札書比較予定価格 $\times 80/100 = A'$

A' (千円未満切捨て) $\times 1.10 =$ 最低制限価格

α が 0.80 を超過した場合は、
0.80 に引き下げる。

④ $\alpha < 60/100$ の場合

入札書比較予定価格 $\times 60/100 = A''$

A'' (千円未満切上げ) $\times 1.10 =$ 最低制限価格

α が 0.60 未満となった場合は、
0.60 に引き上げる。

土木関係の建設コンサルタント業務 (60/100 から 80/100 の範囲内で設定)

【計算式】

ア 直接人件費

イ 直接経費

ウ その他原価 $\times 0.90$

エ 一般管理費等 $\times 0.48$

アイウエの合計額

① 入札書比較制限価格(A)の算定式

・ $A = (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価} \times 0.90) + (\text{一般管理費等} \times 0.48)$

・ A (千円未満は切捨て) $\times 1.10 =$ 最低制限価格

・ $\alpha = \text{入札書比較制限価格}(A) / \text{入札書比較予定価格}$

② $60/100 \leq \alpha \leq 80/100$ の場合

①で算定した価格を最低制限価格とする。

③ $\alpha > 80/100$ の場合

入札書比較予定価格 $\times 80/100 = A'$

A' (千円未満切捨て) $\times 1.10 =$ 最低制限価格

α が 0.80 を超過した場合は、
0.80 に引き下げる。

④ $\alpha < 60/100$ の場合

入札書比較予定価格 $\times 60/100 = A''$

A'' (千円未満切上げ) $\times 1.10 =$ 最低制限価格

α が 0.60 未満となった場合は、
0.60 に引き上げる。

地質調査業務 (2/3 から 85/100 の範囲内で設定)

【計算式】

- ア 直接調査費
 - イ 間接調査費×0.90
 - ウ 解析等調査業務費×0.80
 - エ 諸経費×0.48
- アイウエの合計額

① 入札書比較制限価格(A)の算定式

- ・ $A = (\text{直接調査費}) + (\text{間接調査費} \times 0.90) + (\text{解析等調査業務費} \times 0.80) + (\text{諸経費} \times 0.48)$
- ・ A (千円未満は切捨て) $\times 1.10 =$ 最低制限価格

- ・ $\alpha = \text{入札書比較制限価格}(A) / \text{入札書比較予定価格}$

② $2/3 \leq \alpha \leq 85/100$ の場合

①で算定した価格を最低制限価格とする。

③ $\alpha > 85/100$ の場合

- 入札書比較予定価格 $\times 85/100 = A'$
- A' (千円未満切捨て) $\times 1.10 =$ 最低制限価格

α が0.85を超過した場合は、
0.85に引き下げる。

④ $\alpha < 2/3$ の場合

- 入札書比較予定価格 $\times 2/3 = A''$
- A'' (千円未満切上げ) $\times 1.10 =$ 最低制限価格

α が2/3未満となった場合は、
2/3に引き上げる。

補償関係コンサルタント業務 (60/100 から 80/100 の範囲内で設定)

【計算式】

- ア 直接人件費
 - イ 直接経費
 - ウ その他原価×0.90
 - エ 一般管理費等×0.45
- アイウエの合計額

① 入札書比較制限価格(A)の算定式

- ・ $A = (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価} \times 0.90) + (\text{一般管理費等} \times 0.45)$
- ・ A (千円未満は切捨て) $\times 1.10 =$ 最低制限価格

- ・ $\alpha = \text{入札書比較制限価格}(A) / \text{入札書比較予定価格}$

② $60/100 \leq \alpha \leq 80/100$ の場合

①で算定した価格を最低制限価格とする。

③ $\alpha > 80/100$ の場合

入札書比較予定価格 $\times 80/100 = A'$

A' (千円未満切捨て) $\times 1.10 =$ 最低制限価格

α が 0.80 を超過した場合は、
0.80 に引き下げる。

④ $\alpha < 60/100$ の場合

入札書比較予定価格 $\times 60/100 = A''$

A'' (千円未満切上げ) $\times 1.10 =$ 最低制限価格

α が 0.60 未満となった場合は、
0.60 に引き上げる。

2 低入札価格調査基準

(1) 調査基準価格の設定（最低制限価格設定方法と同じ）

○建設工事（75/100 から 92/100 の範囲内で設定）

【計算式】

ア 直接工事費×0.97
イ 共通仮設費×0.90
ウ 現場管理費×0.90
エ 一般管理費等×0.68
アイウエの合計額

① 入札書比較調査基準価格(A)の算定式

- ・ $A = (\text{直接工事費} \times 0.97) + (\text{共通仮設費} \times 0.90) + (\text{現場管理費} \times 0.90) + (\text{一般管理費等} \times 0.68)$
- ・ A (千円未満は切捨て) $\times 1.10 =$ 調査基準価格

- ・ $\alpha = \text{入札書比較調査基準価格}(A) / \text{入札書比較予定価格}$

② $75/100 \leq \alpha \leq 92/100$ の場合

①で算定した価格を調査基準価格とする。

③ $\alpha > 92/100$ の場合

入札書比較予定価格 $\times 92/100 = A'$
 A' (千円未満切捨て) $\times 1.10 =$ 調査基準価格

α が 0.92 を超過した場合は、
0.92 に引き下げる。

④ $\alpha < 75/100$ の場合

入札書比較予定価格 $\times 75/100 = A''$
 A'' (千円未満切上げ) $\times 1.10 =$ 調査基準価格

α が 0.75 未満となった場合は、
0.75 に引き上げる。

※ 令和4年2月改正の「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」に準拠しています。

※ 最低制限価格及び調査基準価格の設定にあたり、上記の規定を適用することが適当でないと認める場合は、その規定にかかわらず各々の設定範囲内で割合を決定し、入札公告において明示します。

【計算例】

1. ○○○工事の設計金額を積算します。

直接工事費	:	5,109,886	
共通仮設費	:	775,000	
現場管理費	:	2,178,000	
一般管理費等	:	1,747,114	
工事価格	:	9,810,000	(入札書比較予定価格)
消費税等	:	981,000	(10%)
合計	:	10,791,000	(予定価格)

2. 最低制限価格を算出します。

直接工事費の0.97	:	$5,109,886 \times 0.97 = 4,956,589$	(1円未満切捨て)
共通仮設費の0.90	:	$775,000 \times 0.90 = 697,500$	(1円未満切捨て)
現場管理費の0.90	:	$2,178,000 \times 0.90 = 1,960,200$	(1円未満切捨て)
一般管理費等の0.68	:	$1,747,114 \times 0.68 = 1,188,037$	(1円未満切捨て)
合計額	:	8,802,326	
入札書比較制限価格(A)	:	8,802,000	(合計額の千円未満を切り捨てた額)
消費税等	:	880,200	
最低制限価格	:	9,682,200	(税込)

3. 設計金額(税抜)に対する入札書比較制限価格(A)の割合を計算します。

(建設工事は、0.75~0.92の範囲内で設定)

$$\begin{aligned}\alpha &= \text{入札書比較制限価格(A)} / \text{入札書比較予定価格} \\ &= 8,802,000 / 9,810,000 \\ &= 0.90\end{aligned}$$

α が最低制限価格の設定範囲内(0.75から0.92の範囲)であるため、
この工事の

入札書比較制限価格(A)は、**8,802,000円**

最低制限価格(税込)は、**9,682,200円** となります。